

特32

562

情事

村井靜馬著

明治太平記

十一編

下

村井靜馬編輯
鮮齋永濯畫

官詐明

記全

類國史
屬稗史
冊四十二
函未

東京

壽堂發兌

明治太平記十一編卷之二

東京 村井靜馬著

借も支那ふ一大事の再び起りたりと言ふ原由は
尋ねるふ今と去る支三総程前支那と魯西亞の
境ある「キアチ」と言ふ地方より北京の都まで電
信機と架ん支と則ち魯國の政府より支那の
政府と懇望あり固より支那と魯西亞との隣國
として土地も續き國境とも色々み入交りたる外

村井靜馬

編輯

鮮齋永濯書

官許明

類國史
屬碑史
冊四十二
函未

第五〇七號

記全

壽堂莊發兌

東京

明治二十一年七月七日文部省發行

支那

明治太平記十一編卷之二

東京 村井靜馬著

借も支那ふ一大事の再び起りたりと言ふ原由は
 尋ねると今と去る支三輪程前支那と魯西亞の
 境ある「キアチ」と言ふ地方より北京の都を電
 信機と架ん支と則ち魯國の政府より支那の
 政府へ懇望あり固より支那と魯西亞との隣國
 として土地も續き國境も色々不入交りたる如し

つる小殊は北京の支那國より最も先き當り一
方より魯西亞の近き所あり當今魯國の勢ひ強
く各國怕るるを以て支那の今魯西亞より支那國內
へ電信と架つるとは支那の内情乍ら魯國へ洩
る支那より又奈何の大事と醸を事もやあらん
こと甚だ危む所なり支那政府より肯ん然
とども魯國の至情と述と再び
求め及び一とた支那めくも謂く謝絶ふるを

所やあらん我の帝國の内よ於るの電信線と架
つる支と曾と外國へ許す支とせが尙も他國へ
此支と許可する支のあらん時より貴國へも又必ぎ
望むの如くまを一一と確く約定と為しつるべ
魯國ふ於るの此時より思ひ設る所やあらん
輒くあを領承一一と再び促さば折るそ有
らめと規ひ居たるよ今年既よ日本の軍兵臺
灣よ至る及び電信線のあらざる時を至

急^きに軍事の駐^{ちゆう}引^{いん}と做^しさん^と支^しの不便^{ふびん}利^り多^たれば響^{きやう}
 よ魯國と約定^{やうぎやく}と致^させし^と支^しの志^し多^た為^ならん^と丁^{てい}林^{りん}國の
 管^{かん}下^か多^た傳信會社と約^{やく}とありて福州と厦門の間^{あひだ}
 猛^{まう}可^か傳信機と架渡^{かた}さんと既^{すで}よその杭^{かう}或^あ建^{けん}て線^{せん}
 張^{ちやう}引^{いん}んと為^ならんとした豫^よは是^{こゝ}等の趣^{おもむき}を探索^{たんさく}
 て居^ゐたりし支^しの時^{とき}と来^きつと魯西亜^{ろせいあ}より支^し那^な
 の政府^{せいふ}よ此事^{このこと}と演^の前^{まへ}の約束^{やくそく}の如^{ごと}くせんと請^{こゝろ}求^{もと}
 むらふ肝^{かん}と潰^{つぶ}して這^{こゝろ}より一大事^{いちだいじ}よ及^{およ}びたりと大臣^{だいじん}

以下^{いげ}の諸官^{しよくわん}負^おも面色^{あつしやく}土^{つち}の如^{ごと}くよありし又^{また}計策^{けいさく}の
 出^でる^{こと}は知らむ余^{あま}とて魯國^{ろこく}の需^{もと}め^を應^{おこ}す^{べし}彼地^{かのち}へ
 電線^{でんせん}と渡^{わた}ま^すとた^と容^{ゆる}易^いありし^{こと}なる國害^{こくがい}必^{かならず}至^{いた}る^{べし}
 きの怕^{おそ}れ^をゆ^ゝと^つ終^{つひ}よ一^{いつ}ツの謙謀^{けんぼう}と施^{おこな}へ^ば這回^{このたび}電
 信機^{しんき}を設^たけ^しし^{こと}福州知事^{ふくしゅうちじ}が私^{ひそ}し^に約^{やく}したる
 支^しの^{こと}政府^{せいふ}の曾^{まへ}て知^しら^ざる^{こと}義^ぎありと手強^{てづよ}く
 返^{かへ}答^{こた}を^なれ^ども此^{この}儘^{まま}置^かけ^ば虚妄^{うそ}が顯^あは^れと又^{また}
 難^{がた}題^{だい}と言^い掛^から^んと急^{いそ}ぎ福州^{ふくしゅう}へ使^{つか}派^は走^はせ^し



清國狼狽
猛可なる
州の電信
機と廢止
せんとす

筒様々々の事故あり至急電信機の普請
 を止むべき趣き後嚴しく命ト下せしむる福
 州の知事ありしに嚮る政府の指揮に依り
 電信會社と固く約し斯迄事故運をせしを
 今更止ん其甚ど回き事と思へど余も
 遅々まじきふあり絲バ頼る附屬の官吏とめて
 電信會社と説諭させ先日渠等も遣はし置
 たる免許状とて取戻し一旦許せし誤りあり

若干の金と出しと贖ふ趣き後談判及ぶと
 雖も會社も肯む僕等貴國と事と約はも
 私しみせし其後我が本國丁赫の政府へ
 此旨進達し其裁判に隨へんと返答及び
 一クバ知事あり甚ど處置に困り是等の次
 第と北京も通し尚ほ會社の長たる者も
 種々懇談におよぶとも魯西亜も支那國も
 悉くゆるべしと察せし疾くも使し丁赫も

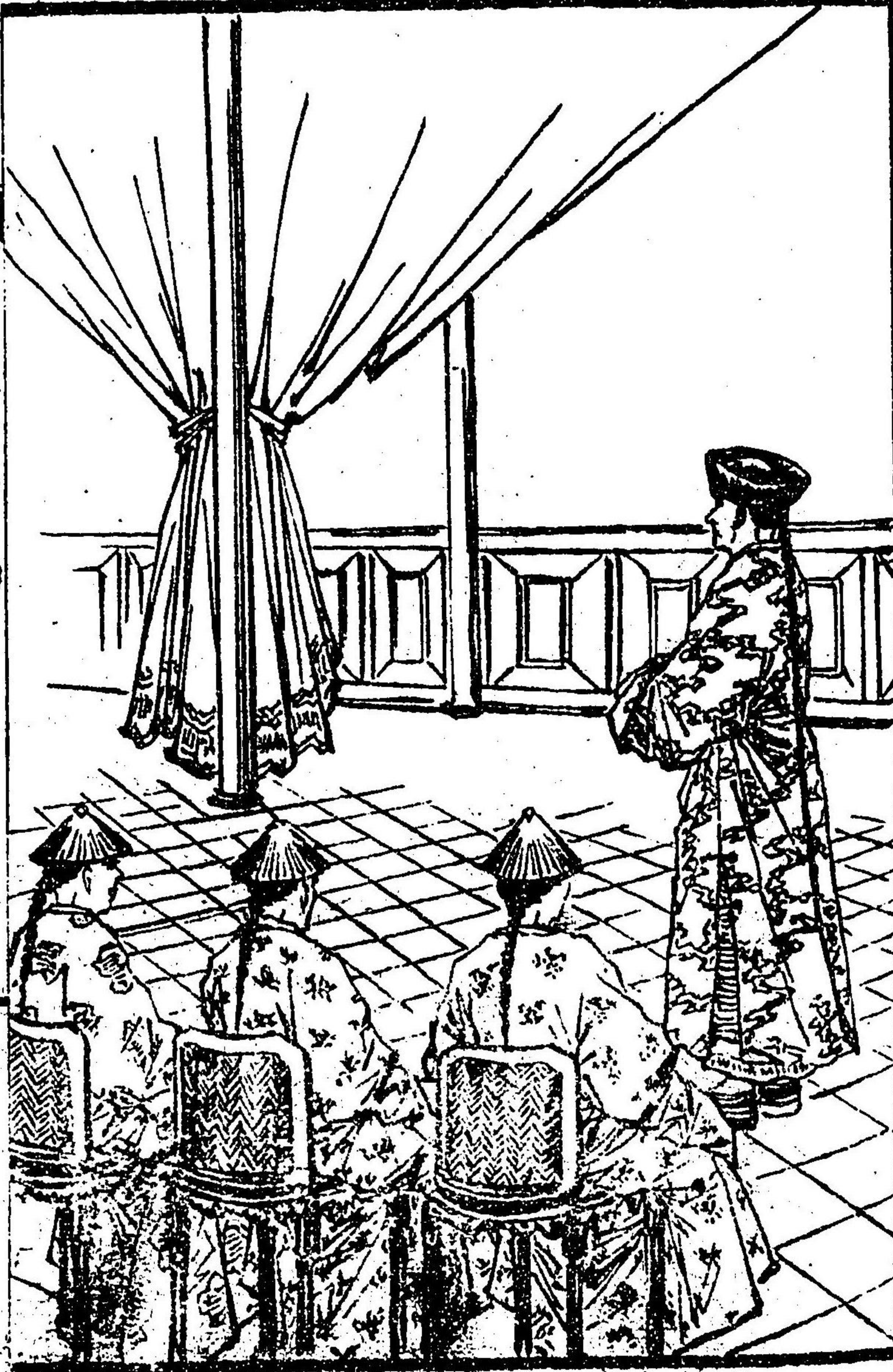
遣りて支那より電信機の買ひつた違約の談判の
 是れとて必を許容せざる旨稟し送りて支那の
 故丁赫の政府めく一件の電信會社より裁判の義を
 願ふよ及びて却つて支那の政府も逼り違約の旨を
 責問るせば魯西亞よりも支那人の胡乱の返答する
 派使者を送りて詰らんといふ且歐洲の國々へも此赴きと
 觸示し俱ふ事と計らんとする風聞最も隠しとあり
 是れ遠くづばして支那もその彼臺灣の事件より一層増

たる大騒動の興るべきの勢ひありとぞ奈何されば
 支那國の國も大きく人も多く殊更李鴻章の如き有
 名の官人ありて事と過つべきふありぬ或斯く不躰裁の
 舉止あると歎むべきの甚ざりたるや這の外邦の事件も
 一と我が關係ある所ふありぬと因ふありと記せあり
 介はまゝ柳原公使の臺灣の一舉もつたこの事と首
 尾も果て後更ふ十一月廿九日支那皇帝も謁せんと從
 者と引俱し車も乗して王室も到るゝと總理大臣とれと

迎へる時應宮と言へる小誘ひ爰も姑く憩休の間
 種々の料理と差出せる饗一最も懇懃なる徳も
 公使と引導ひ帝座の前小至るも公使即ち頌詞と述
 べ辭終りて携へ来りて國書と出りて呈せられ清帝も
 も又我が皇帝の安否と問せらるるまどの一條勅語あり
 則ち國書と収めらるれば公使へ禮を厚うて稍其席と
 退りて夫より總理衙門に至れば這所々も又饗應あり
 斯る次の日柳原氏より支那政府の諸大臣及び各国の

公使等小辭別と告ぐる遂も北京と發途せらるる左右
 横濱に着港し及むれば朝廷乃ち大隈参議橋本
 式部權助とて公使の着岸と迎へて是も於て柳原氏
 より参議等と侶俱も蒸氣車より乘らるる程多く
 皇居小至るれば天顏殊よりくありて王座間近く
 召せらるる其勞と慰一功と賞する最懇ある勅語あり公使は
 天恩膽み銘ト有難き旨御受りて我が邸宅めを飯
 らしむる實も甚清の一奉たる容易き事なる大事件あり

柳原公使
國書と齋
一七支那
皇帝と謁
見を



斯く速く結局み及ぶ一と見へり一は是偏り
大久保大臣柳原公使西郷都督とをとりて隨
従の諸官負海陸兩軍の將士等が海外に在りて勞苦
屈せむ機よ臨み變み應じあめく善く其職務を盡
せし忠肝義膽を依る所ありて又是皇威の異邦まで
震ひ輝く故あり一斯の如く小事治まるるち明治
七年のりり暮て長閑き年と迎ゆる程に皇國を
まほく穩りりと諸民開化し進み行く最も芽出度

御世ありふ今給九月の中流に至り又朝鮮の事起
りり平と廢ふと尋ねるふ抑朝鮮と言へる國へ則ち
支那の東方に當りて紀元最も古き國あり往古を
君とりぬ者もまき道も教へもあがり一は適一個の神
入りり太白山と言ふ山あり檀木の下に降り立ち國人
立ち君こま一其檀木の下に降る成りて頭て檀君とい
稱せりとを檀君爰ふ王とるふ及び國の名を朝鮮と
号し平壤との所よ都せり時小唐堯二十五年といふ

是より千百十二年と経て周の武王元年、箕子と朝鮮
 一、封ぎ箕子の後孫國と保つ事四十一代漢の惠帝元
 年、み至りて其国乱とて三韓とあり、所謂馬韓、辰韓、辨韓
 是より此三韓より何れも一人の王ありて三王並び立の
 勢ひあり是より至りて一度朝鮮よりみ名称止む徳て
 在る事八十余年漢の武帝元封三年、み漢兵の為よ
 逼らんとて遂に三漢共よ滅び漢帝より四郡張立つ
 則ち樂浪今平壤、臨屯今遼、玄菟今遼、真番今咸鏡北、是より

後二十七年と経て漢の昭帝始元五年より四郡張
 改りて二府とせり、則ち玄菟、真番の二郡と合せて平
 嘉都督府と一、樂浪、臨屯の二郡と合せて東府都督
 府と一、昭帝より二府と置てより四十六年の後、み至り高
 句麗の始祖朱蒙とつみ入兵と起りて漢兵と追ひ退け
 件の二府と攻取りて一、是より又三國とあり、三國とあり
 新羅、高句麗、百濟是より斯く三國鼎足の勢ひとあり
 國と保つ支稍久し、然るも秦國の臣

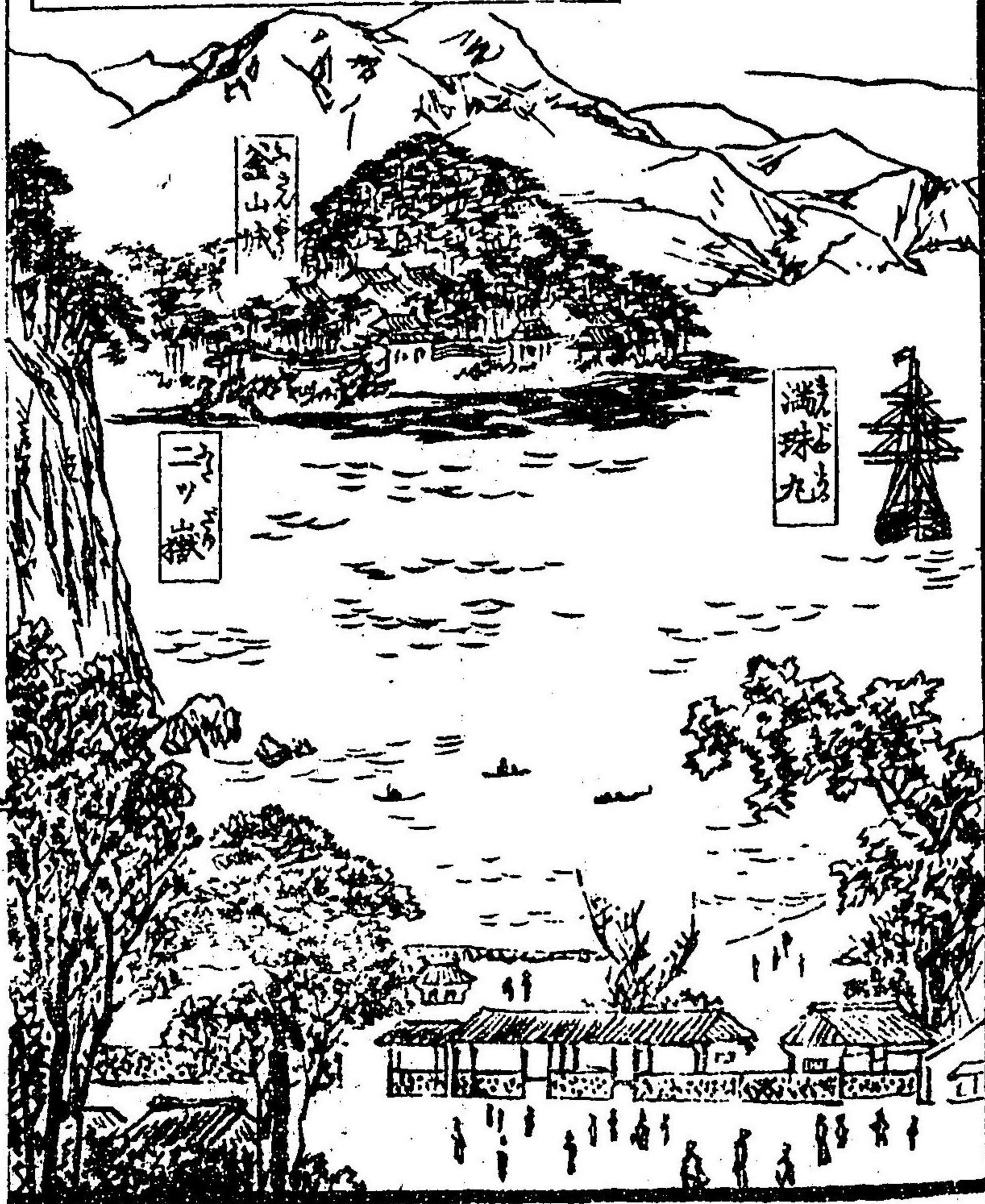
用台太平記上編下

下

みーく王建と言へる人後梁の均王の貞明四年此國を襲ふに攻平らげ彼三國と一みーく自ら王とあるに及びく松岳との地一都一山高水濶の義を取りて國の号と高麗と稱せり斯く王建より三十二世恭讓王と喚り其性暴惡末道なるに荆へ支那の背きて無謀の兵と起さんとせり時め咸鏡道咸興の人ふり李成珪と言へるなり武徳識量衆より秀で其頃既に大將軍たり因て屢恭讓王の暴道と諫むことと毫

をりもと自ら後聽るに日亂行の募る後れに國民舉げく王と惡く渠が始祖王建は是秦國の亡臣なりとて遂に恭讓王と江華島に遷り群臣李成珪が徳と慕らる推てあま後王とせり成珪位に即るに至りて復國号と朝鮮と改む今の朝鮮則ち是より時め明の洪武廿五年とぞ始め檀君が此國に君たりより今の朝鮮の太祖珪元年迄共み三千七百廿五年とるに此年歴の間或は日本に服する時なり或は支那に属する時

雲揚艦 本邦と 護邦と 朝鮮と 釜山と 入る 灣と 國と 入る 灣と 國と



日本書紀

ちり又或は支那の為に地を奪われしを復すなり又時と
 ありて之を背きて獨立させしを復すなり彼李成珪が
 王より一より盟ツと明國の臣たるんと請ふる命を清の
 代に至りても貢と捧げ謚を受け即位と許されたり
 程は年號曆の如きも於ても渠より總て奉け用ひぬ
 然れども衣服と頭髮は明朝の制度と守りて国体
 と變ざる莫は國と俱ふ為と云ふとぞ又成珪の
 旋りりて西支那の禮と失はざる東日本との信を失は

きんば我が國体を損ざる莫は李氏の姓は萬代
 國を保つべしとあり然るも去る支祿元年秀吉兵強
 朝鮮に向けり八道と蹂躪し王城を拔き王子を虜
 みにし既し功成るも至らんとして秀吉薨せりれりも
 依り朝鮮の兵を引くも及べり徳川氏のときたし
 至り無事と専らふるもせんが為し万般渠と説諭せし
 り再び隣交の好む後結び頗る信と表しませり裡
 りの讐を含めりしとぞ只夫のときより朝鮮を

基備固の國より祖先以来の弊風を守り事
改正するを好まざる然る故に維新の後驟ふ聖諭
を賜ふに雖も渠舊式より異なるを論ト云々
納まざるの事ありは禮と我が朝ふ失はざる
又舉ぐ救ふべしは是ふ於て本邦の壯士等類り
渠が不禮と怒りと征幹論主張する者往々
まゝ勘ぐるに終に朝廷此議と採給はる理事官
森山茂と彼國に遣はされ論一と以て兩國の

交誼と全うせんと為らる談判の事と整はざる
又測らるる支起し今総八年五月雲揚丸と言へる
軍艦我が對馬より朝鮮國の海路と研究せんとす
朝命と奉たすつ其月十日品川と護一と路まぐる
所々の港より立寄り廿二日より對馬の國嚴原より着岸
廿四日小同所と出で翌日既より朝鮮國釜山灣より
草梁の沖に錨と投せり倭と濟州の景況と
見ゆふその風景最も好く所々より夥多の小島あり中

絶影島と言へる島の形大りふーと山の高さ
 三百尺許り此島一社有り俚俗称へる朝比奈の社
 といふ其他人家の甚だ尠く茲ふ多くの馬を牧へり
 因て一名牧の島とも言ふとぞ金山城の北の方りと
 小高き山の中央に在り我が公館の海岸を去る事僅り
 ふーと又是小高き所あり這所は理事官森山少丞
 其他の官負在勤り屋の棟多く立並び一中より
 日章の旗翻り尚濱手より番所有り上下二ヶ所の

波戸場と設けり和船数艘を茲に繋ぎ公館附属に
 備へ置り蒸気満珠丸といふ船の沖の方で碇泊せり
 諸々の件の雲揚艦は此沖に滞留する夏の間幾
 許もろろざるふ六月十二日ふ至りて第二の軍艦丁卯
 丸測量の命と奉り又此湾に乗り入りたり時は朝鮮
 にく訓導と言ふ官を命とり名と玄昔運と言へる
 人豫て我が軍艦を縦覧おしたる望より然るふ
 二艘の軍艦の入湾より事ある故則ち来艦あり

訓導玄昔
運等我が
軍艦の調
練と看と
砲声よ恐
怖を



皇女の昔案内及び一々次の日訓導玄昔運ハ
 次官の面々及び兵隊数十名と率へ端船より乗
 雲揚艦より来るみぞ朝鮮よりくも訓導ハ三位の
 位より更々艦長自より出迎ひ互ひ一禮終り
 後一室より誘ひて茶帳出葉子帳勧めと姑く
 茲より饗食したる頃甲板上の伴ハ大砲その
 餘の器械など皆夫々見せたる後尚戦争の訓練を
 見よんきの旨と示し第二の軍艦丁卯丸へも乍ち

暗號及びびたり訓導より何とや迷惑らした
 体ありいと追がみ辞む更と得が餘義多く見
 物みせりうち猛可よ喇叭と吹き立ちや否や数多の
 兵士等忽然と甲板の上み顕それ出彼艦長の指揮
 随ひ直ちみ数門の大砲を放くハ砲声四方に響き渡
 り之が為は山も動き海も湧うと思われり時
 第二の卯鑑よりもとよ應じて発砲せし二艦の
 砲烟天と覆ひ宛然百千の大雷の一時は落るをうら

明治天皇御紀

十六

めぞ訓導及び次官の面々その他兵卒等に至るまで此
 砲声よ驚き怕きとあめく手とりを耳と覆ひ面色土の
 如くふ変トる戦へ頓き居たり一が漸次ふ烈くある
 勢ひふ訓導のろや堪りぬらん傍ふ扣へ日本通詞
 の袖と頬りふ引動うし退艦あゝた支と請ふめぞ
 通詞の渠等が恐怖の躰且つ退艦と望めるよりと箇
 様々々と艦長よ告とべ此時訓練央に至らざる是より
 互ひふ激戦よ及ぶべきの所多と候まを渠等が怕るを

推て為んも憫然ふかりひ止発の喇叭を吹りあむととび
 此船も丁卯鑑も乍ち発砲と止めたり是ふあゝる訓導
 等へ耳と覆ひ一手と離し始めく蘇生したるが如し
 此時も艦長が火災の訓練と見せんとて乍ち早鐘
 打鳴せ兵士等或は防火隊とあり或は唧哨隊とあり
 前部後部よ走まらう唧哨隊の唧哨め海水上
 揚る度甲板より数十尺防火隊へ此水よと消防と做
 せらふと蹄令規則その度ふ慥ひく目と駭まをうらふ

一が暫時ふしと事果たり訓導等ハ此訓練の終りふ
 至ると見るや否や艦長ハ暇と告て雲揚艦を退き一が丁卯
 艦も縦覽あまなき嚮ふ約定せ一更ハ人訓導等ハ止と
 得て又其船に至るめを丁卯丸の艦長ハ迎へて室ハ誘
 とんとまれど又大砲と放ちやせんとい甚が怖る心われ固く
 辞とて室も入らむ怖々あつて甲板と些をうり着歩行
 つ辞短くふ口誼しと逃るが如く退きたりといと奈何あれ
 ば玄昔運ハ其身訓導ふりつと西國の交際とを極ふ

船ハ職務あつふ僅くハ敷設の砲声ハ駭き自己をり
 う非常の護りふ引俱一来う一兵卒等さくおのく倦る
 奉止ハ評するふ尚辞あ一介バまて雲揚艦ハ姑く釜山
 灣ハ碇泊せ一が同月十九日此地と幾しと東海岸の
 北ハ方ハ咸鏡道の方と廻り左右一と廿七日慶尚道の内ハ
 かいと地名と「ウソコツキ」とり其灣中ハ着帆せり因て次の
 日艦中より士官三名端船ハ乗りと此海岸ハ上陸せ一
 ふいほど幾程もゆきぎ一と那方ハ當り忽然と鉦鼓烈

韓兵我が
士官の上
陸あり候
怪む之と
諺問せん



あぐ鳴渡り数百の韓兵寄せ来りしが中めを首將と思ひ
まが身み薄赤色の服と着し揚輿みまん打乗りたる
其状頗る尊大み權と示せる如くあるが近寄る俣み我
士官等と甚ど怪しむ気色あり必竟件の韓兵等が士
官み對しと何と云ふる所ハ次の編み記載あるを
看て知るべし

明治太平記十編卷之三終

版權免許明治九年二月廿四日

版權
免許

著者 村井靜馬

第六大區八小區

本所外手町十八番地

第壹大區六小區

日本橋通二丁目四番地

東京

書肆

小林鉄次郎藏板

